

資料 4

日 薬 情 発 第 39 号
令 和 6 年 5 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

担 当 副 会 長 川 上 純 一

薬剤師会における調剤事故報告制度の終了について(御礼と報告)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は実際に発生した「調剤事故事例」を広く収集・分析し、それらの情報を共有化し、各薬局・医療機関での具体的な対策につなげることにより、調剤事故を未然に防止することを目的に、平成13年4月より都道府県薬剤師会のご協力のもと、会員が調剤事故を起こした際の本会独自の報告制度(薬剤師会における調剤事故報告制度。以下、本制度)を行って参りました。

本制度は開始から20年以上経過し、現在では同様の目的で、厚生労働省の補助事業として公益財団法人日本医療機能評価機構による「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」が実施されております。「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」は現在 47,000 施設を超える薬局が参加し、報告件数も年々増加しております。薬局からの報告をもとに作成される報告書は事例の詳細のみならず、背景・要因、改善策についても示されており、本会からもご案内しております。

これらの状況から、本制度についてはその役割を果たしたと考え、令和6年6月末をもって終了とさせていただきます。長期にわたり活動にご協力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

今後は、更に「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」にご協力いただき、医療安全の向上に努めていただきたく存じます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

なお、薬剤師賠償責任保険・サイバー保険における事故報告書の提出方法につきましては、従前通り変更のないことを申し添えます。

また、都道府県薬剤師会において実施されている調剤事故報告等につきましてはそれを妨げるものではございません。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。